

## 厚生労働省の科学研究における 研究上の不正への対応について

- 厚生労働省の科学研究における研究上の不正への対応について……………P 1
- 厚生労働省の科学研究における研究上の不正への対応に関する基本方針（案） ……P 3

### （参考資料）

- 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて  
研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書（案）【概要】 ……P 7
- 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて  
研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書（案） ……P11

# 厚生労働省の科学研究における研究上の不正への対応について

## 1. これまでの流れ

### (1) 総合科学技術会議

平成 18 年 2 月 28 日総合科学技術会議本会議にて「研究上の不正に関する適切な対応について」を検討。総合科学技術会議議長より各大臣宛に、これを踏まえた対応を期待する旨、意見具申がなされた。

#### 「研究上の不正に関する適切な対応について」要旨

- ・ 研究上の不正は科学技術及びこれに係わる者に対する信頼を傷つけ、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼす。
- ・ 総合科学技術会議は、研究者コミュニティ、関係府省、大学及び研究機関がそれぞれの立場において、倫理指針や研究上の不正に関する規程を策定するよう求める。
- ・ 関係府省は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱いについて明確にする。配分先となる組織に対して、研究上の不正に関する規程の策定及び不正の防止に向けた対応を求める。

### (2) 文部科学省

「科学技術・学術審議会／研究活動の不正行為に関する特別委員会」を開催（平成 18 年 3 月 17 日より 6 月 23 日まで）。「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書（案）」を取りまとめ、7 月 8 日よりパブリックコメント募集中。

### (3) 日本学術会議

「科学者の行動規範に関する検討委員会」を開催（平成 17 年 12 月 28 日より平成 18 年 4 月 5 日まで）。平成 18 年 4 月 11 日に開催した第 148 回総会にて、「科学者の行動規範（暫定版）」等の文書を決定。学協会、大学、研究機関に送付。意見等を収集中。

## 2. 今後の対応について（案）

- 8 月～ 厚生科学審議会科学技術部会の意見を踏まえて厚生労働省のガイドラインを作成。案の段階から厚労省所管各研究機関に情報提供及び協議をしながら、内容の検討を進める。
- 10 月頃 平成 19 年度の各研究事業の公募要項等に基本方針を反映。ガイドラインを厚生科学審議会科学技術部会において検討。
- 19 年 3 月まで 平成 18 年度中に厚生労働省のガイドラインを策定し、の厚生労働科学研究費補助金取扱規程等へガイドラインを反映。各研究事業の平成 19 年度の取扱規程等へ取り入れる。

# 研究上の不正に関する 対応の基本方針(案)

平成18年7月27日

厚生労働省

## 研究上の不正の定義と対象

### 厚生労働省の科学研究上の不正の定義

#### ねつ造

データ、研究結果等を偽造すること、又はこれら偽造したものを記録したり報告又は論文等に利用したりすること。

#### 改ざん

研究資料・機器・課程を変更する操作を行うこと、又は変更・変造したデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表すること。

#### 盗用

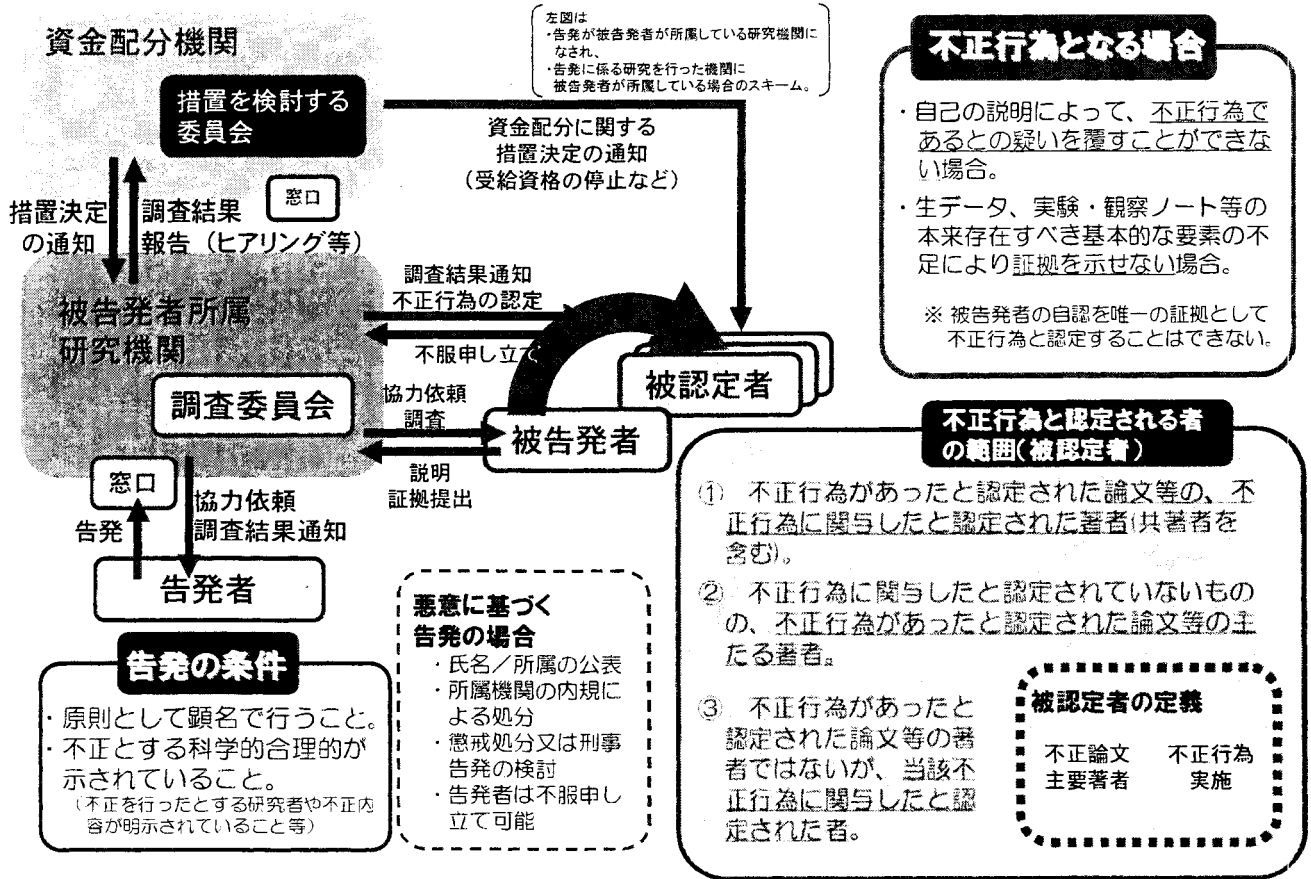
他の研究者のアイデア、研究過程、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

※ 故意でない誤りは不正行為から除外

### 当該考え方の対象となる範囲について

- ・ 厚生労働省で所管する競争的研究資金等を対象  
(厚生労働科学研究費補助金など)

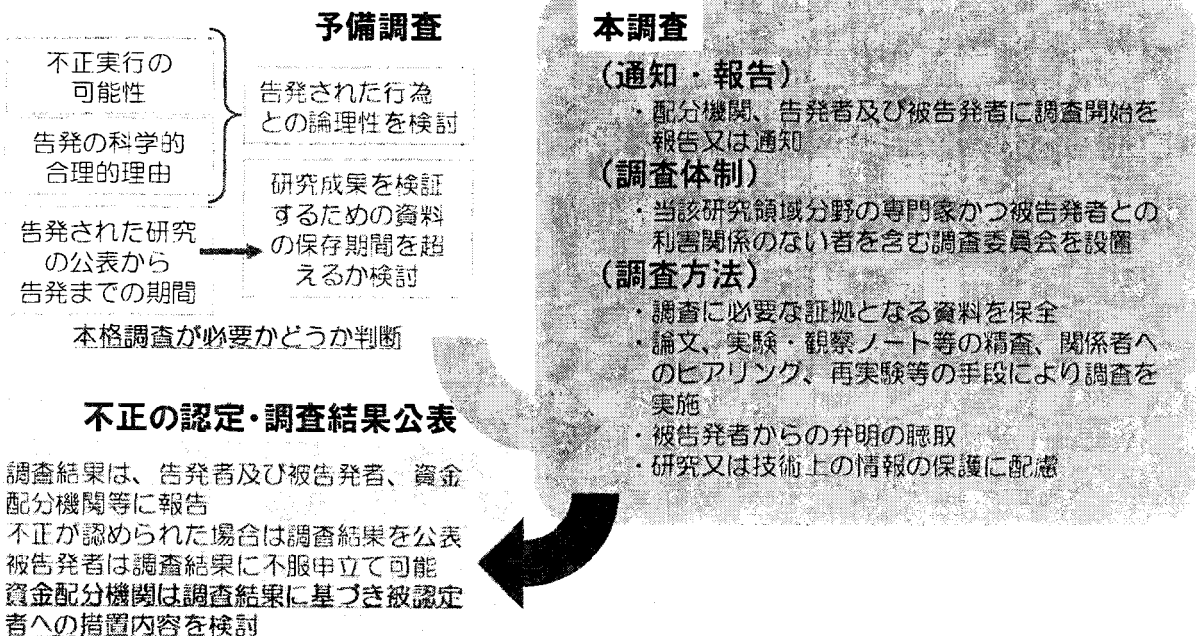
# 研究上の不正を調査するスキームについて



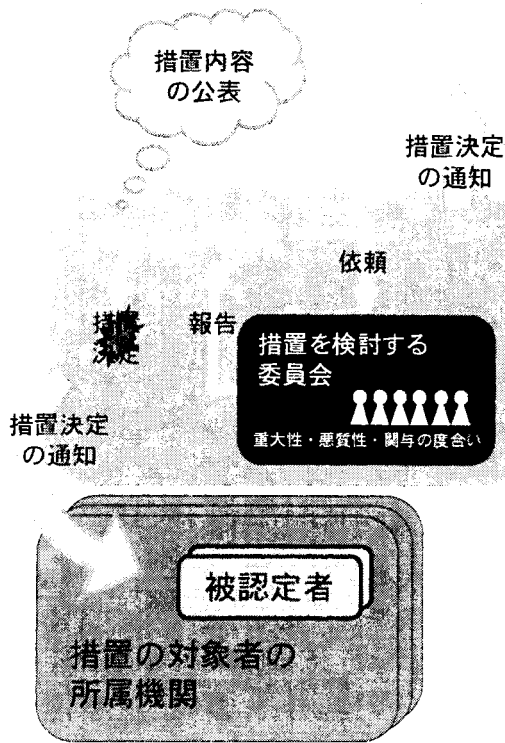
## 調査機関における調査

### 調査機関に関する基本的考え方

1. 研究機関に所属する研究者に係る研究活動の不正の場合、当該研究機関が調査を行う。
2. 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、告発された事案の研究を主に行っている研究機関が中心となって調査を行う。
3. 不正を行ったとされる研究機関と、被告発者が所属する研究機関が異なる場合は、合同で調査を行う。
4. 研究機関による調査が困難と資金配分機関が特に認めた場合は、資金配分機関が調査を行う。
5. 研究機関等は、調査を他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに委託することが可能。



# 資金配分機関における措置



## 資金配分機関での措置を検討する体制

1. 資金配分機関は被認定者等への競争的研究資金等に係る措置を検討する委員会を設置。
2. 委員会は資金配分機関の求めに応じて、被認定者等に対してとるべき措置を検討し、その結果を報告。
3. 委員会は原則として、研究活動における不正行為について適確な判断を下すために必要な知見を持つ者を含み、被認定者等及び不正行為に係る研究者に直接の利害関係を有しない有識者で構成。

## 措置の決定手続き

1. 不正行為の重大性、悪質性、被認定者の不正行為への関与の度合い等を考慮。
2. 検討結果は速やかに資金配分機関に報告。
3. 資金配分機関は委員会の報告に基づき、被認定者等に対する措置を決定。
4. 資金配分機関は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びそのものが所属する機関、厚生労働省の他の資金配分機関に通知。

## 措置の内容公表

措置決定の際には、措置の対象となった者について以下の情報等を速やかに公表。

- ・ 氏名及び所属
- ・ 措置の内容
- ・ 不正行為が行われた競争的研究資金等
- ・ 当該研究費の金額
- ・ 研究内容及び不正行為の内容
- ・ 調査機関が行った調査結果報告書

# 不正認定後の措置について

## 不正行為と認定される者の範囲(被認定者)

1. 不正行為があったと認定された論文等の、不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む)。
2. 不正行為に関与したと認定されていないものの、不正行為があったと認定された論文等の主たる著者。
3. 不正行為があったと認定された論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者。

## 被認定者の定義

不正論文  
主要著者

不正行為  
実施

## 被認定者所属の各研究機関

- ・ ただちに被認定者の当該競争的研究資金等の支出の中止を命じる。
- ・ 調査結果の資金配分機関及び告発者、被認定者への通知
- ・ 調査結果の公表
- ・ 被認定者に対して内部規定に基づき適切な処置を執る

以下の措置のうち1つあるいは複数の措置を講じる。

## 競争的研究資金等の打ち切り

- ・ 不正行為があったと認定された研究に係る競争的研究資金等の打ち切り
- ・ 被認定者のうち不正に関与した研究者(1, 3)については、不正行為があったと認定された研究以外に係る研究資金も打ち切り

## 競争的研究資金等の返還

- ・ 未使用の研究費の返還  
(悪質な場合は研究費全額の返還)

## 競争的研究資金等の不採択

- ・ 厚生労働省所管の競争的研究資金等において、被認定者が主任研究者として申請されているものについては不採択
- ・ 分担研究者及び研究協力者となっているものについては当該者の差し替えを要求

## 競争的研究資金等の申請制限

- (不正に関与した研究者について)  
認定された年度の翌年度以降5～10年間
- (不正への関与は認められなかったが、不正行為があったと認定された論文の主要著者)  
認定された年度の翌年度以降2～4年間

# 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて

## 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書(案)【概要】

### 第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

#### 1. 検討の背景

- 科学研究における不正行為は、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒瀆するもの。
- 厳しい財政事情に関わらず、未来への先行投資として、国費による研究費支援が増加する中で、貴重な国費の効果的に活用する意味においても研究活動の公正性を一層確保すべき。

#### 2. 不正行為に対する基本的考え方

##### (1) 研究活動の本質

- 研究活動とは、先人達の研究の諸業績を踏まえた上で、新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為。

##### (2) 研究成果の発表

- 研究活動によって得られた成果を、研究者コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けること。

##### (3) 不正行為とは何か

- 研究者倫理に背馳し、研究活動の本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為であり捏造、改ざん、盗用などがこれに当たる。

##### (4) 不正行為に対する基本姿勢

- 不正行為は、科学そのものに対する背信行為。研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるもの。研究者及び研究者コミュニティは、不正行為に対して厳しい姿勢で臨むべき。

- 不正行為の問題は、知の生産活動である研究活動における「知の品質管理」の問題。

##### (5) 研究者・研究者コミュニティ等の自律・自己規律

- 不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止とあわせ、まずは研究者自らの規律、あるいは研究者コミュニティ、大学・研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされるべき。

#### 3. 不正行為が起こる背景

##### (1) 研究現場を取り巻く現状

- 先端的な分野を中心に、研究成果を少しでも早く世に出すという先陣争い。資金獲得競争が性急な成果主義を煽っている。
- 特に若手研究者は、任期付きでないポストを早く得るために、優れた研究成果を早く出す必要性に迫られる状況。

##### (2) 研究組織・研究者の問題点

- 研究者の研究そのものに対する使命感が薄れてきている。
- 研究活動の本質に基づく作法や倫理について、研究者を目指す学生や若手研究者が十分教育を受けていない状況。
- 指導者の中に、研究倫理や研究プロセスの本来のあり方を十分に理解していない者が存在。
- 組織の自浄作用が働きにくい状況。

#### 4. 不正行為に対する取り組み

##### (1) 大学・研究機関等の不正行為への取り組み

- 研究活動に関して守るべき作法の徹底と研究者倫理の向上の取り組みが求められる。

##### (2) 文部科学省における競争的資金等に係る不正行為への対応

- 競争的資金に係る研究活動の不正行為について対応することとし、対応措置に関するガイドラインを検討。
- ガイドラインに基づき、文部科学省において規程等の整備。資金配分機関や大学・研究機関にガイドラインを提示。
- 不正行為への対応の取り組みが、研究を萎縮させるものとならず、むしろ研究を活性化させるものとなるよう留意。

### 第2部 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン

#### 1. 本ガイドラインの目的

- 競争的資金に係る研究活動の不正行為に、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人である資金配分機関や大学等の研究機関が適切に対応するために整備すべき事項等について指針を示す。
- 各機関には、本ガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えることが求められる。資金配分機関には、競争的資金の公募要領や委託契約書等に本ガイドラインの内容を反映させることが求められる。

#### 2. 研究活動の不正行為等の定義

##### (1) 対象とする不正行為

- 発表された研究成果の中に示されたデータ、情報または調査結果等の捏造と改ざん、及び盗用。

##### (2) 対象となる競争的資金

- 文部科学省の競争的資金(科学研究費補助金、科学技術振興調整費、21世紀COEプログラム、戦略的創造研究推進事業等13制度)、及び私立大学学術研究高度化推進事業。

### (3) 対象となる研究者、研究機関及び資金配分機関

- 対象となる研究者は、対象となる競争的資金の配分を受けて研究活動を行っている研究者。
- 対象となる研究機関は、それらの研究者が所属する機関、又は対象となる競争的資金を受けている機関。
- 対象となる資金配分機関は、文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構及び独立行政法人日本学術振興会。

## 3. 告発等の受付

### (1) 告発等の受付体制

- 研究機関及び資金配分機関は、研究活動の不正行為に関する告発等の窓口を各々設置。

### (2) 告発等の取扱い

- 告発は、原則顕名とし、不正行為を行ったとする研究者及び研究グループ、不正行為の態様、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されていること。
- 匿名による告発があった場合、研究機関等は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いができる。
- 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、匿名の場合に準じて取扱う。

### (3) 告発者・被告発者の取扱い

- 告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、関係者の秘密保持を徹底。
- 悪意に基づく告発防止のため、そのことが判明した場合、氏名の公表や懲戒処分がありうることを周知。

## 4. 告発等に係る事案の調査

### (1) 調査を行う機関

- 原則として、告発された研究者が所属する研究機関が調査を実施。複数の研究機関による合同調査もありうる。
- 被告発者が研究機関に所属していなかった場合や、研究機関による調査の実施が極めて困難であると、資金配分機関が特に認めた場合、当該資金配分機関が調査を実施。

### (2) 告発等に対する調査体制・方法

#### 〔予備調査〕

- 調査を行う研究機関等は、告発を受けた後速やかに内部的に予備調査を実施。その結果、本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を実施。本調査を行わないものと判断した場合、その旨を理由とともに告発者に通知。

#### 〔本調査〕

- 本調査に当たっては、当該研究分野の研究者であって当該調査機関に属さない者を含む調査委員会を設置。調査委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 本調査は、論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより実施。この際、被告発者の弁明の機会を担保。告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全。
- 資金配分機関の求めがあれば、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に提出。

### (3) 認定

- 調査委員会は本調査の開始後、相当の期間(例えば概ね150日)内に、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその度合、論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定し、調査機関に報告。
- 不正行為がなかったと認定される場合、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を認定。

#### 〔不正行為の疑義への説明責任〕

- 調査において、被告発者が疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠をさせない場合は不正行為とみなされる。ただし、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を示すことができなくなった場合を除く。

#### 〔調査結果の通知及び報告〕

- 調査機関は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び資金配分機関に通知。資金配分機関は文部科学省に報告。
- 悪意に基づく告発との認定があった場合、調査機関は告発者の所属機関に通知。

#### 〔不服申立て〕

- 不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、調査機関が定めた期間内に不服申立てができる。不服申立ての審査は調査委員会が実施。

#### 〔調査結果の公表〕

- 調査機関は、不正行為が行われたとの認定があった場合、速やかに調査結果を公表。

## 5. 告発者及び被告発者に対する措置

### (1) 調査中における一時的措置

- 被告発者が所属する研究機関は、本調査の実施が決まった後、調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

- 資金配分機関は、被告発者に対し、調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることや、被告発者に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止、被告発者から別に申請されている競争的資金の採択の決定、あるいは採択決定後の研究費の交付を保留することができる。

#### (2) 不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等

- 不正行為認定が行われた者が所属する研究機関及び資金配分機関は、当該被認定者等に対し、ただちに当該競争的資金の使用中止を命ずるとともに、研究機関は、内部規程に基づき適切な処置をとる。

#### (3) 不正行為は行われなかったと認定された場合の措置

- 資金配分機関及び被告発者が所属する研究機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除し、名誉回復措置等を講じる。

### 6. 不正行為と認定された者に対する資金配分機関の措置

#### (1) 措置を検討する体制

- 資金配分機関は、配分した競争的資金に係る研究活動に関する被認定者等への競争的資金に係る措置を検討する委員会を設置。
- 委員会は、資金配分機関の求めに応じて、被認定者等に対してとるべき措置を検討し、その結果を報告。
- 委員会は、原則として、研究活動における不正行為についての的確な判断を下すために必要な知見を持つ者を含み、被認定者等や当該不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者で構成。

#### (2) 措置の決定手続

- 措置の検討に当たっては、不正行為の重大性、悪質性、被認定者の不正行為への関与の度合等を考慮。検討結果は速やかに資金配分機関に報告。
- 資金配分機関は、委員会の報告に基づき、被認定者等に対する措置を決定。決定に当たっては委員会の報告を尊重。
- 資金配分機関は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する機関、当該資金配分機関以外の資金配分機関に通知。

#### (3) 措置の対象者

- 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）。
- 不正行為に関与したと認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の主たる著者。
- 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者。

#### (4) 措置の内容

##### 〔競争的資金の打ち切り〕

- 不正行為があったと認定された研究に係る競争的資金や既に配分されているその他の競争的資金の打ち切り。

##### 〔競争的資金申請の不採択〕

- 不正行為が認定された時点で研究代表者として申請されている競争的資金については採択しない。また、研究分担者又は研究補助者として申請されているものについては、当該者を除外しなければ採択しない。

##### 〔不正行為に係る競争的資金の返還〕

- 未使用の研究費の返還や、契約済みであるが、納品されていない場合や未使用の場合の機器等の物品の契約解除・返品とこれに伴う購入費の返還を求める。
- 極めて悪質な場合は、不正行為があったと認定された当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。

##### 〔競争的資金の申請制限〕

- 文部科学省所管のすべての競争的資金の申請を制限。制限期間は、不正行為の重大性等に応じて委員会が定める。
  - ・ 不正行為に関与したと認定された者 認定された年度の翌年度以降5年から10年
  - ・ 不正行為に関与したと認定されないが不正行為があったと認定された研究に係る論文等の主たる著者 同じく2年から4年

#### (5) 措置と訴訟との関係

- 措置後に訴訟が提起された場合、措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、措置は継続。
- 措置前に訴訟が提起された場合、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。
- 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、ただちに措置を撤回。研究費の返還がなされていた場合、資金配分機関は、その金額を措置対象者に再交付することができる。研究費の打ち切りがなされていた場合、資金配分機関は打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否かを判断。

#### (6) 措置内容の公表

- 資金配分機関は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた競争的資金名及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて、速やかに公表。

#### (7) 措置内容等の公募要領等への記載

- 資金配分機関は、不正行為を行った場合に資金配分機関がとる制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、競争的資金の公募要領や委託契約書(付属資料を含む)等に記載。